

提 携 協 議 書

学校法人神戸学院 神戸学院大学（以下「甲」という。）と医療法人社団 慈恵会 神戸総合医療専門学校（以下「乙」という。）との間の提携について次のとおり定める。

（入学資格）

第1条 乙への入学資格については、神戸学院大学栄養学部へ平成18年度以降に入学し、平成21年度以降卒業した者とする。

（入学者の選考）

第2条 入学者の選考については、甲と乙の間において交わす覚書の定めるところによる。

（入学手続き）

第3条 乙への入学手続きについては、甲と乙の間において交わす覚書の定めるところによる。

（入学許可）

第4条 乙は、入学手続きを完了した者に対し、臨床工学専攻科への入学を許可する。

（教育課程）

第5条 乙に入学した者は、乙の臨床工学専攻科における教育課程に従う。

（単位認定等）

第6条 乙の学校長は、甲の学生が乙に入学する前に、栄養学部において履修した授業科目について修得した単位を、甲と乙の間において交わす覚書の定めるところにより、乙の教育課程における授業科目の履修により修得したものとみなす。

なお、授業科目の履修方法、単位認定及び成績の評価については、乙の学則に定めるところによる。

(卒業認定等)

第7条

- (1) 臨床工学専攻科に1年以上在学し、専攻科所定の科目を履修し、単位を修得した者に対して、乙の学校長が卒業を認定する。
- (2) 臨床工学専攻科において、乙の学校長が卒業を認定した者には、臨床工学技士に関する法律（昭和62年法律第60号臨床工学技士法）に定める国家試験の受験資格を与える。

(学費)

第8条 学費の取扱いについては、甲と乙の間において交わす覚書の定めるところによる。

(協定期間)

第9条 この協定期間の有効期限は、協議締結の日から1年間とし、甲と乙いずれかからの申し入れがないかぎり継続更新するものとする。

なお、協定期間に変更がある場合、期間終了の3ヶ月前までに甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

(その他)

第10条 本協議書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、甲と乙の協議のうえ定めるものとする。

本協議書の締結を証するため、正本2通を作成し、甲及び乙それぞれの学長と理事長が署名捺印のうえ、各自その1通を所持する。

平成21年3月31日

甲 学校法人 神戸学院 神戸学院大学

学長 岡田 芳 男



乙 医療法人社団 慈恵会

理事長 澤田 善 郎

